

正式譲渡契約書

(株)B. F. Yokohamaは、本日 年 月 日譲渡予定動物
(誕生日 ・ 種類 ・ 性別 ・ 毛色 ・ 羽) を

里親予定者（氏名） 様 へ譲渡いたしました。

1 譲渡について

元親は里親予定者のもとでの飼育環境が譲渡予定動物に適しており、里親予定者が里親として充分信頼できる人物であると認めます。譲渡予定動物を正式に里親予定者に譲渡することを承諾いたします。よって本契約をもって里親予定者は里親となり譲渡予定動物は譲渡動物となります。

2 所有権について

譲渡動物の所有権は本正式譲渡契約をもって里親に移ります。ただし、本契約書記載内容に対する違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠ぺい（経済面・健康面）、または本契約書記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、その時点で譲渡動物の所有権は元親に戻され譲渡動物は元親に返還することとします。

3 譲渡動物の返還・飼えなくなった場合について

基本的に里親にだした譲渡動物は終生飼育をお願いいたします。飼育に問題などが発生した場合は速やかに当店へ連絡し飼育指導を受けてください。それでもどうしても飼育が継続出来ない場合はパニーファミリー横浜店へお知らせ願います。事情によっては譲渡動物の返還を請け負います。

4 事故等について

a、譲渡予定動物を逃がしてしまった場合は速やかに当店に連絡を取り、対策を講じなくてはなりません。

b、譲渡動物が死亡した場合、里親にて弔いをお願いします。一報、連絡をいただけますと幸いです。

5 正式譲渡契約後の健康管理について

里親は譲渡動物に対し、病気予防にこころがけ、万一罹患した場合には速やかに獣医師の診断を受け、適切な治療を受けさせなくてはなりません。

また、避妊手術については任意となりますが、出産させることは絶対にしないでください。

6 費用について

正式譲渡後の譲渡動物にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は里親負担とします。

7 正式譲渡契約後の飼育に関する衛生基準

里親は譲渡動物の飲み水は毎日取り替え、牧草を中心にし、バランスよい食生活を心がけてください。飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配らなくてはなりません

8 本誓約書について

本譲渡契約書は2通作成し、里親、(株)B.F.Yokohamaそれぞれが1通を大切に保管いたします。本譲渡契約書の内容に違反する行為が認められた場合には、譲渡動物の返還を求められる、または飼育環境や飼育態度の改善を求められます。

これは里親が譲渡動物を家族として迎えるための譲渡です。譲渡動物の業者への転売（里親詐欺）、動物虐待目的、繁殖目的など本譲渡契約書の主旨に反する行為が若干でも認められた場合、または元親にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、里親は元親の請求に従い直ちに譲渡動物を返還しなくてはなりません。また責任を問われ法的措置を取られても異存はありません。

以上

上記について里親はこれを遵守し、譲渡動物を家族の一員として習性を理解するよう努め、最後まで責任を持ち飼育する事を誓約いたします。

里親およびその家族全員並びに元親は上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、譲渡の契約を結ぶことといたします。

【個人情報取り扱いについて】犯罪防止活動のために、関係諸機関 及び 警察に情報を開示する場合がございます。

_____年 月 日

元親

(印)

里親 氏名

(印)

住所 〒

(世帯主名)

電話

万一の保護先、実家等